

お客様各位

令和2年10月26日

コロナ禍における季節性インフルエンザ流行期の退校基準について

日頃、弊社主催各種研修をご愛顧いただき誠にありがとうございます。

さて令和2年は新型コロナウイルス感染症予防対策として、例年以上に弊社所有施設の衛生管理の徹底、研修参加者皆様の健康維持・体調管理に細心の注意を払い各種研修を実施しております。

しかし、このような状況下において季節性インフルエンザの流行する時期となりました。そこで新型コロナウイルスと季節性インフルエンザという二重の感染症拡大防止のため、研修参加中止(退校)基準を当面の間、下記の通りといたします。

○研修参加中止(退校)の判断基準

「所定の検温時に 37.5 度以上の発熱が認められ、担当講師が研修続行不可と判断した場合」

季節性インフルエンザ流行期における、従来の弊社研修参加中止基準は「医師による診断」もしくは「明らかに季節性インフルエンザの発症が疑われる発熱」のいずれかとなっております。しかし、このコロナ禍においては、発症者はもちろん他の参加者への影響を考慮し、従来以上に慎重な対応が必要との結論に至りました。

弊社といたしましてもお客様から派遣される大切な従業員様の健康維持と体調管理に最善を尽くす所存ですので、何卒ご理解ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

 **社員教育研究所**

 **管理者養成学校**